

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第46号

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(据置期間の延長) 第6条の2 <u>令第8条第6項、令第31条の6第6項</u> 又は <u>令第37条第6項</u> の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の2）を知事に提出しなければならない。	(据置期間の延長) 第6条の2 <u>令第8条第5項、令第31条の6第5項</u> 又は <u>令第37条第5項</u> の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の2）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。